



# PwC Legal Japan News

## 会社解散請求に関する近時の裁判例(①大阪高判令和4年3月24日/②東京高判令和5年3月9日/③東京高判令和6年10月9日)

September 2025

### In brief

株主が2名であり、かつ、その議決権比率が50:50の株式会社において、株主間の意見対立が深まると、株主総会において決議を行うことができずに、会社の事業運営に支障を生じる場面が実務上起こり得ます(いわゆる「デッドロック」と呼ばれます)。

会社法は、このようなデッドロックが生じた場合におけるいわば最終手段として、株主に、会社解散の訴えを請求する権利を認めていますが(会社法833条1項)、近年、かかる会社解散請求の訴えに関する高裁レベルの裁判例が複数公表されました。

今回のニュースレターでは、裁判例の事案やその判断理由を解説したうえ、会社解散請求に関する近時の裁判例の傾向やその判断基準について、概説します。

### In detail

#### 1. 裁判例① 大阪高裁令和4年3月24日判決(金判1668号39頁)

##### (1) 事案の概要

- **Y社(被告):** 中古車の輸出入および販売等を目的とする、非公開・取締役会設置の株式会社
- **株主構成:** X(原告個人)とA(個人)が各100株ずつ保有している
- **取締役構成:** X、A、F(Aの妻)、Gの4名であったが、Gは平成29年5月に退任登記済み
- **株主間の対立:**
  - ✓ 平成24年以降、XとAの間で対立が生じて、新たな株主総会を開催しておらず、役員の再任決議もされていない状態にあった

<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 平成 30 年 5 月 31 日 Y 社取締役会において、X を代表取締役から解職し、A を代表取締役に選定する旨の決議がなされた</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>■ X による解散請求:X は、令和元年、会社解散の訴えを提起し、株主間に深刻な対立が生じており、議決権比率が 1:1 であるため新たな取締役を選任できず、従前の取締役が引き続き取締役としての権利義務を有する結果、従前の取締役会で多数派を占めていた一方の株主が他方の株主の意見を反映せず、自らの意思のみで会社を運営できるという状況が事実上永続することとなり、「業務の執行において著しく困難な状況に陥っている」と主張した。</li> </ul>

## (2) 裁判所の判断

大阪高裁は、以下のとおり判示して、X の解散請求を棄却した原審判決(京都地判令和 3 年 7 月 8 日)に対する X の控訴を棄却し、会社の解散請求を認めませんでした。

### 会社法 833 条 1 項 1 号の解釈について

- 持分会社の解散請求については、「やむを得ない事由」のみが要件とされている(会社法833条2項)のに比し、株式会社の解散請求については、同要件に加え、「業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがある」との要件が加重されている(会社法833条1項1号)ところ、その趣旨は、債権者などの会社関係者の利害も踏まえて会社の継続性を重視し、解散請求が認められる状況をより慎重かつ限定的に規定するものと解される。
- このような会社法833条の規定の構造やその文言、趣旨に照らせば、…同条1項1号の要件が充足されるためには、株主の間でデッドロック状態が生じていたり、更には、その一方の株主により他方の株主の意向に反する業務執行が行われ、他方の株主において、その意向が反映されないままという状態が継続しているだけでは足りず、デッドロック状態などに伴って、会社の運営上必要とされる意思決定を行うことができないなどにより業務そのものが著しく停滞し、かつ、これに起因して会社に回復困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることを要するものと解するのが相当である。

### 本件での解散事由の有無について

- Y 社においては、取締役の任期満了後の選任がされていないとはいっても、X、A 及び F の 3 名が取締役としての権利義務を有しており(会社法 346 条 1 項、351 条 1 項)、取締役会も開催され、A を代表取締役に選任する旨の決議を行い、A を代表取締役として業務の執行そのものが継続されている。
- すなわち、株主間のデッドロック状態に伴って、役員選任など株主総会としての決議ができない状況が続いていることは、株式会社の運営として不正常といえるものの、平成 29 年 5 月の G の取締役退任の後は、取締役の構成はいわゆるデッドロックを免れ、代表取締役を選任することもできており、株主総会の決議事項に及ばない限り、会社としての意思決定は適法に可能となっているのであって、本件全証拠によても、現時点において、Y 社の業務そのものが著しく滞っているとは認められないし、そうすると、これに起因して Y 社が損害を被る事態に至っているということもできない。
- したがって、Y 社が株主総会の決議に則った事業遂行を行うことができない状況に至っていることは、株式会社として正常な事態ではないものの、株式会社の解散請求に係る会社法 833 条 1 項 1 号の要件との関係においては、なおこれを充足するものとまではいえない。

## 2. 裁判例② 東京高裁令和 5 年 3 月 9 日判決(金判 1674 号 28 頁)

### (1) 事案の概要

- Y 社(被告): 電気製品の製造販売等を目的とする株式会社
- 株主構成: X(原告 株式会社)と A(個人)が半数ずつ保有
- 取締役構成: A(代表取締役)、B・C(A の子)の 3 名であり、10 年以上役員再任の決議がされていない
- 株主間の対立:

- ✓ Y社は、X社製品の販売代理店として設立された会社であり、当該活動が定款上の唯一の目的であった。
  - ✓ 平成22年頃から、Aは、Y社において定款に記載のないアグリビジネスを展開しようとし、平成30年以降売上が減少し始めた。X社は、売上減少の原因はX製品の営業活動を積極的に行わなかったことにあると考えて、X製品の営業権をXに移管することについての覚書(本件覚書)をY社と作成したが、その後XとY社で紛争状態となり、移管はされていない。
  - ✓ 令和元年8月期以降もY社の売上は減少し、令和2年8月期には純損失を計上、令和3年8月期は売上がなく、令和4年8月期も同様であった。
  - ✓ Y社の預金残高については令和2年時点の7513万円から、令和4年時点で5444万円にまで減少した。
- Xによる解散の訴え:Xは、令和3年、会社解散の訴えを提起し、「Aによる業務遂行は、株主であるXの意向を全く無視したものであり、株主総会の不存在等、違法な運営が常態化している。しかしながら、Xの議決権は50%に留まり、解散の訴え以外にAの業務遂行を是正する方法がない。また、実質的に唯一のY社資産は現預金であるが、この現預金は、定款に記載がなく事業性のないアグリビジネスのために年間約1000万円のペースで流出しつづけており、この減少した現預金を回復する具体的な目途はないから、会社法833条1項1号の解散事由がある。」と主張した。

## (2) 裁判所の判断

東京高裁は、以下のとおり判示して、Xの解散請求を認容した原審判決(東京地判立川支部令和4年9月9日)に対するY社の控訴を棄却し、会社の解散請求を認めました。

### 会社法833条1項1号の要件の有無について

- ・ AとXは、Y社の発行済株式総数の各半数を保有しているところ、Y社がこれまで唯一の事業であったX製品の販売事業の代わりに、定款を変更して新たにアグリビジネスを目的事業としてこれを推進すべきか、直ちに解散して清算すべきなどを巡り、AとXの意見が対立して膠着状態に陥っており、本件訴訟提起後に開催された株主総会においても同様であった。この膠着状態が容易に解消されることは見込めないというべきであって、Y社において多数決原理に基づく重要事項の意思決定が不可能となっているものと認められる。
- ・ そして、Y社は、これまで唯一の事業であったX製品の販売事業については、本件覚書等に係る合意の有効性にかかわらず、令和元年11月にXから専属代理店契約を解除されており、これを継続することができず、アグリビジネスについても、AとXの意見の対立から、定款を変更するなどしてこれを推進することが困難な状況にあって(なお、アグリビジネスは、研究等開始後10年以上経過した現在も商品の販売に至っておらず)、研究等は継続されているものの、依然として事業展開の見通しや採算性等は明らかではない。)、現に営むべき事業がない状態にあり、令和2年8月期以降、売上げを得られず、主たる資産で同期末に約7513万円あった預金を1事業年度当たり約1000万円ずつ減少させている。確かに、Y社は、別訴の帰すうによっては、Xから本件覚書等に基づく月額220万円の対価支払を受けられる可能性があるが、その場合であっても対価支払を受けられるのは3年間に限られる。
- ・ そうすると、Y社は「業務の執行において著しく困難な状況に至」っており、これによってXに「回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがある」ものと認めるのが相当であって、Y社には会社法833条1項1号の解散要件が認められる。

### やむを得ない事由の有無について

- ・ 前記判示のとおりY社は業務継続が困難な状態にあるところ、別訴における和解協議の結果等に照らし、Xが保有する株式をAその他第三者に譲渡することは困難であると認められ、Y社の資産に対するXの株主としての正当な権利を保護するためには、Y社を解散して清算を受けるほかないというべきであるから、会社法833条1項に規定する「やむを得ない事由」があると認めるのが相当である。

## 3. 裁判例③ 東京高裁令和6年10月9日判決(金判1708号38頁)

### (1) 事案の概要

- **Y社(被告):**取引先約105社に対する産業医、精神科医の供給等の業務を行う、取締役会非設置の株式会社
- **株主構成:** A(妻)とX(原告夫)が半数ずつ保有
- **取締役構成:** A(代表取締役)、X(取締役) H29年以降役員再任の決議なし
- **株主間の対立:**
  - ✓ 平成30年8月 AとXは別居を開始し、以降、紛争が激化
  - ✓ 令和2年3月 XがAに定時株主総会の招集を請求し、定時株主総会が開催されたが、計算書類について不承認となった
  - ✓ 令和3年2月 定時株主総会において同様に計算書類が不承認となった
  - ✓ 令和4年2月 定時株主総会が開催され、Xが欠席した状態で計算書類及び役員報酬承認決議がなされたが、その後、Xによる決議取消訴訟が提起され、取消認容判決が下された
  - ✓ 令和5年8月 定時株主総会が開催されたが、計算書類が不承認となった。当該計算書類上、純利益は減少傾向にあるが、令和4年の純利益は303万5115円であり、資産超過の状態が維持されている
- **Xによる解散の訴え:**Xは、令和5年、会社解散の訴えを提起し、「Y社において、取締役協議がほとんどされておらず、Aによる専横的かつ独断的な業務執行が横行していること、株主総会が適切に開催されず、意思決定機関として機能していないこと、役員の選任・重任ができないこと、Xの共益権が無視されていることに鑑みると、会社法833条1項1号にいう「業務の執行において著しく困難な状況に至」つており、Aによる専横的かつ独断的な業務執行の横行によって、「当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがある」と主張した。

## (2) 裁判所の判断

東京高裁は、以下のとおり判示して、Xの解散請求を棄却した原審判決(東京地判令和5年11月22日)に対するXの控訴を棄却し、会社の解散請求を認めませんでした。

### 会社法833条1項1号の解釈について

- ・ 株式会社につき、持分会社と異なり、会社法833条1項各号のいずれかの場合に該当した上で、「やむを得ない事由」があるときに解散請求が認められることとされているのは、株式会社においては、債権者等の会社関係者らの利害も踏まえて会社の継続性を重視し、解散請求が認められる場合を限定的にしたものと解されるから、同条1項1号に該当するには、一方株主により他方の株主の意向が反映されない状態が継続していたりするというだけでは足りず、会社の運営上必要な意思決定を行うことができず、会社の業務が著しく停滞し、かつこれに起因して会社に回復困難な損害が生じ、又は生ずるおそれがあると認められることを要するというべきである。

### 本件での解散事由の有無について

- ・ XとAとの間には、夫婦関係その他を巡って激しい法的紛争が生じており、容易に協力関係を築くことができない状況にあり、その両名がY社の発行済株式総数の50%ずつを保有しているため、株主総会における意思決定は、取締役協議を行い定時株主総会の開催まではできているものの、新たな役員の選任をすることも、計算書類を承認することもできない状態にある(なお、X及びAについては、取締役を任期満了により退任している以上、解任することはできない。)
- ・ しかし、Aは、唯一の代表取締役権利義務者として、…会社法348条3項各号その他の非日常的な業務執行を除き、単独で業務執行の決定をすることができるものと認められる。したがって、Y社においては、株主総会や取締役会の決議事項とされている事項や上記会社法348条3項各号等所定の事項を除き、会社としての意思決定を適法にすることができる状態であるといえる。
- ・ そして、本件全証拠によるも、Y社の業務そのものが著しく滞っているような事情も認められない。現に、現在、従業員数9名程度、取引先企業数は105社程度あるというのであって、現に多数のステークホルダーを抱えて業務を行い、(株主総会の決議を経ていないものの)計算書類によれば、利益を上げる資産超過会社と認められる(少なくとも、赤字が生じているとか、債務超過に陥っているとの立証はない。)。

- ・ 以上のとおり、Y 社の業務の執行において著しく困難な状況に至り、Y 社に回復することができない損害が生じ又は生ずるおそれがあるとは認められないから、…株式会社として正常な状態とはいえないものの、会社法 833 条 1 項 1 号の事由に該当するとまではいえ…ない。

#### 4. 裁判例の傾向や判断基準

紹介した 3 つの裁判例は、いずれも、2 人株主の議決権比率が 50:50 であった事例であり、株主間の対立の結果、株主総会における役員再任等が困難となり、デッドロックに陥っていた点では共通しています。

このようにデッドロックが生じている点では共通しているものの、裁判例②では、会社法 833 条 1 項 1 号の要件を満たすと判断された一方、裁判例①及び③では、これが否定されています。その要因は、裁判例①及び③の事案では、デッドロック状態に陥っているものの、会社の日常の業務執行自体は継続して行われており、会社の業務に重大な支障が生じているとまではいえないと認定された点がポイントであったと考えられます。すなわち、持分会社における解散請求要件は、「やむを得ない事由」のみであるところ、株式会社についての会社解散請求の要件を定める 833 条 1 項 1 号は、「やむを得ない事由」に加えて「株式会社が業務の執行において著しく困難な状況に至り、当該株式会社に回復することができない損害が生じ、又は生ずるおそれがある」ことを求めています。株式会社には、従業員や債権者といったステークホルダーがいることが通常と考えられることから、デッドロックが生じていて役員が選任できない等の事態が生じていることのみでは不十分であり、「会社の業務執行において著しく困難な状況」が必要であるという解釈を前提に、具体的な事由の当てはめについても、一定程度慎重になされていることが窺えます。

仮に会社解散請求の訴えが否定された場合、デッドロックが生じている株主としては、会社法上採り得る手段は限定され、投下資本の回収を長期間できない状態が続くこととなります。合弁関係の開始時には、万一デッドロックが生じた場合の対応策を含めた法務上の検討が肝要と考えられます。

#### Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

**PwC 弁護士法人**  
第一東京弁護士会所属

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-1-1 大手町パークビルディング

電話 : 03-6212-8001

Email: [jp\\_tax\\_legal-mbx@pwc.com](mailto:jp_tax_legal-mbx@pwc.com)

[www.pwc.com/jp/legal](http://www.pwc.com/jp/legal)

- ・ PwC ネットワークは、世界 100 カ国以上の拠点に約 4,000 名以上の弁護士を擁しており、幅広いリーガルサービスを提供しています。PwC 弁護士法人も、グローバルネットワークを有効に活用した法務サービスを提供し、PwC Japan グループ全体のクライアントのニーズに応えていきます。
- ・ PwC Japan グループは、PwC ネットワークの各法人が提供するコンサルティング、会計監査、及び税務などの業務とともに、PwC 弁護士法人から法務サービスを企業のみなさまに提供します。

パートナー  
弁護士  
神鳥 智宏

弁護士  
水田 直希

本書は法的助言を目的とするものではなく、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。個別の案件については各案件の状況に応じて弁護士・税理士の助言を求めて頂く必要があります。また、本書における意見に亘る部分は筆者らの個人的見解であり、当弁護士法人の見解ではありません。

© 2025 PwC Legal Japan. All rights reserved.

PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.